○国家公安委員会規則第十九号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第二条第一項ただし書の規定に基づき、指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則

道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項ただし書の規定による別段の申出は、指定自動車教習所の設置者又は管理者が次の事項を記載した申出書を当該自動車教習所として指定した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

一　当該申出に係る指定自動車教習所の名称及び所在地並びに管理者の氏名及び住所

二　当該申出に係る道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の運転免許の種類

三　第一号に係る指定自動車教習所が前号に係る運転免許の種類について道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項本文の規定の適用を受けることを希望しない旨

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ハ及びニの規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十七号（道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（模擬運転装置） **第一条**　道路交通法施行規則第三十三条第五項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置は次のとおりとする。 一　大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習を行うための模擬運転装置にあっては、次のいずれにも該当するもの ［イ～ハ　略］ ［第一表・第二表　略］ 二　［略］ （無線指導装置） **第二条**　道路交通法施行規則第三十三条第五項第一号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置は、次のいずれにも該当するものとする。 ［一・二　略］	（模擬運転装置） **第一条**　道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置は次のとおりとする。 一　大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習を行うための模擬運転装置にあっては、次のいずれにも該当するもの ［イ～ハ　同上］ ［第一表・第二表　同上］ 二　［同上］ （無線指導装置） **第二条**　道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置は、次のいずれにも該当するものとする。 ［一・二　同上］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ホの規定に基づき、平成六年国家公安委員会告示第四号（道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件）の一部を改正し、平成二十九年三月十二日から施行することとしたので、告示する。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長　河野　太郎